

令和6年度改正関係資料 (納税環境整備関係)

Gビズ I Dとの連携によるe-Taxの利便性の向上（令和6年度改正）

【改正前】

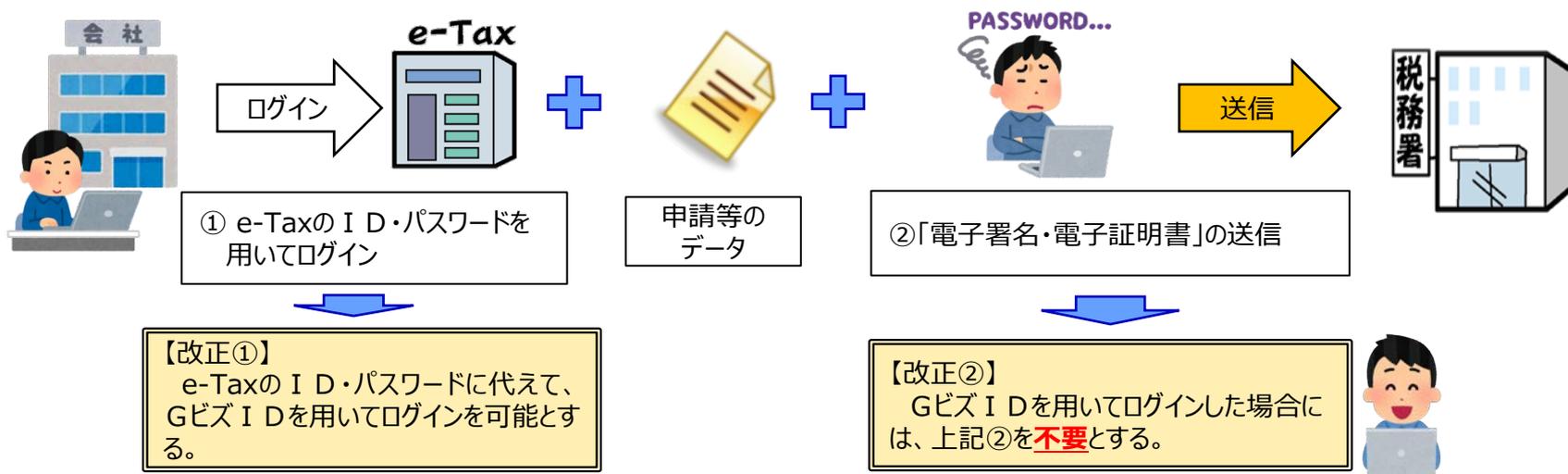
e-Taxにより申請等を行う場合には、e-Taxの「 I D（識別符号）・パスワード（暗証符号）」を入力して、「電子署名・電子証明書」を付して送信しなければならないこととされている。

【改正後】

Gビズ I D利用者の利便性の向上に資する観点から、所要の法令改正等を前提に、法人が、Gビズ I D（一定の認証レベルを有するものに限る。）を用いて、e-Taxにログインをする場合には、e-Taxの「 I D（識別符号）・パスワード（暗証符号）」の入力及びその申請等の際の「電子署名・電子証明書」の送信を要しないこととする。

	ログイン方法	e-Taxの I D ・ パスワード	電子署名 ・ 電子証明書
法人 ユーザー	原則	要	要
	GビズID	要 ⇒ 不要	要 ⇒ 不要

【Gビズ I Dを用いて法人がe-Taxで行う申請等のイメージ】



（注） 国税庁のサーバ署名により、申請等における改ざん防止措置を運用上講ずる。

処分通知等の電子交付の拡充（令和6年度改正）

改正前

- 税務当局から納税者に対して電子交付をすることができる処分通知等は、9 手続（①所得税の予定納税額通知書、②加算税の賦課決定通知書、③クラウドの認定等に係る通知、④国税還付金振込通知書、⑤消費税適格請求書発行事業者の登録に係る通知、⑥更正の請求に係る減額更正等の通知、⑦住宅ローン控除証明書、⑧納税証明書、⑨電子申請等証明書）とされている。

改正後

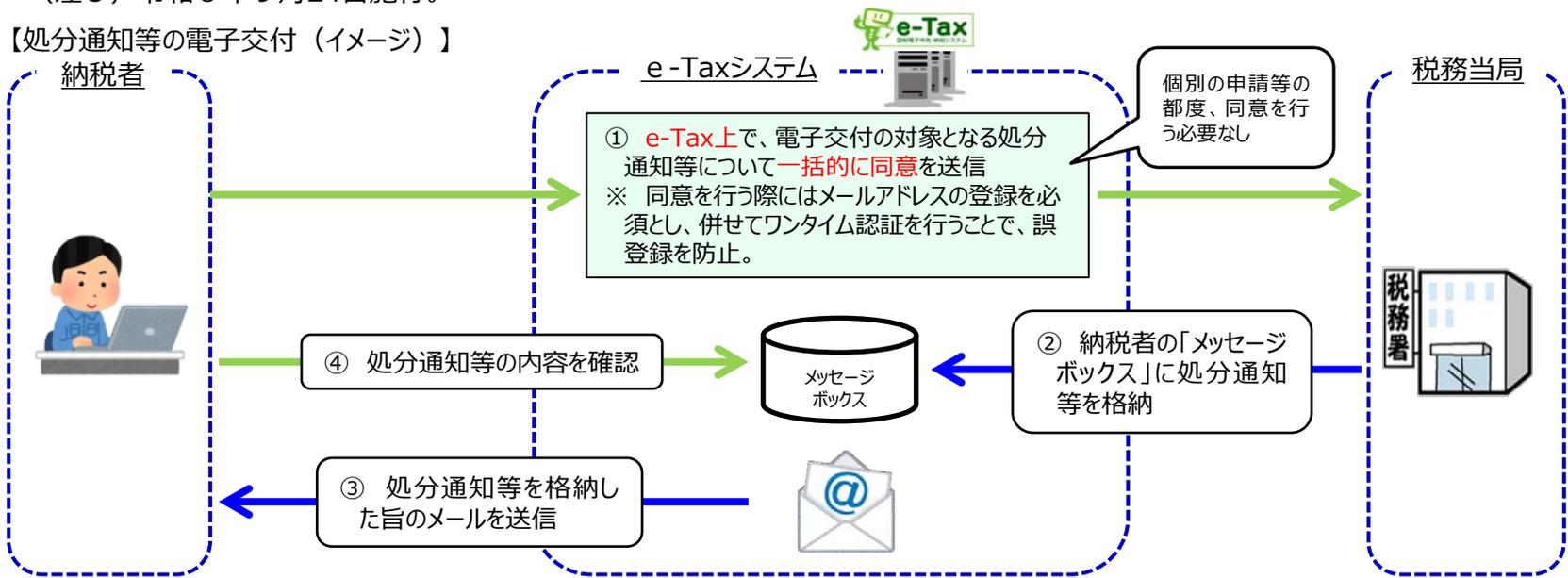
- 納税者の事前の同意を前提に、全ての処分通知等の電子交付をすることができることとする（改正前：9手続に限定）。
- 納税者が事前の同意を行う場合のメールアドレスの登録を必須とする（改正前：任意）。
- 電子交付の対象となる処分通知等について、事前の同意を行う方式は、e-Tax上で一括して行う方式へ変更する（改正前：個々の処分通知等ごとに同意）。

（注1）その処分通知等の性質上、電子交付に適さないものについては、運用上、電子交付しない。

（注2）納税者の見落としを防止する観点から、納税者に対して、処分通知等を格納した旨のメールを送信する。

（注3）令和8年9月24日施行。

【処分通知等の電子交付（イメージ）】



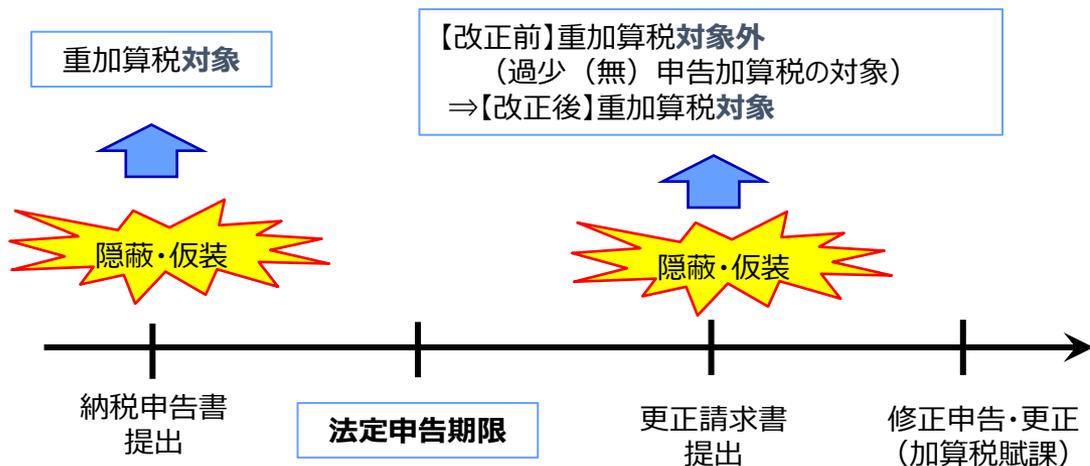
更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備（令和6年度改正）

【改正前の制度・課題等】

- 隠蔽・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
（注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」が「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・仮装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する必要。

【改正後】

- 隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注1）上記の隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
 （注2）令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考1）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

（単位：千件）

事務年度	H22.7 ～H23.6	H30.7 ～H31.6	R3.7 ～R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
 （出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考2）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備（令和6年度改正）

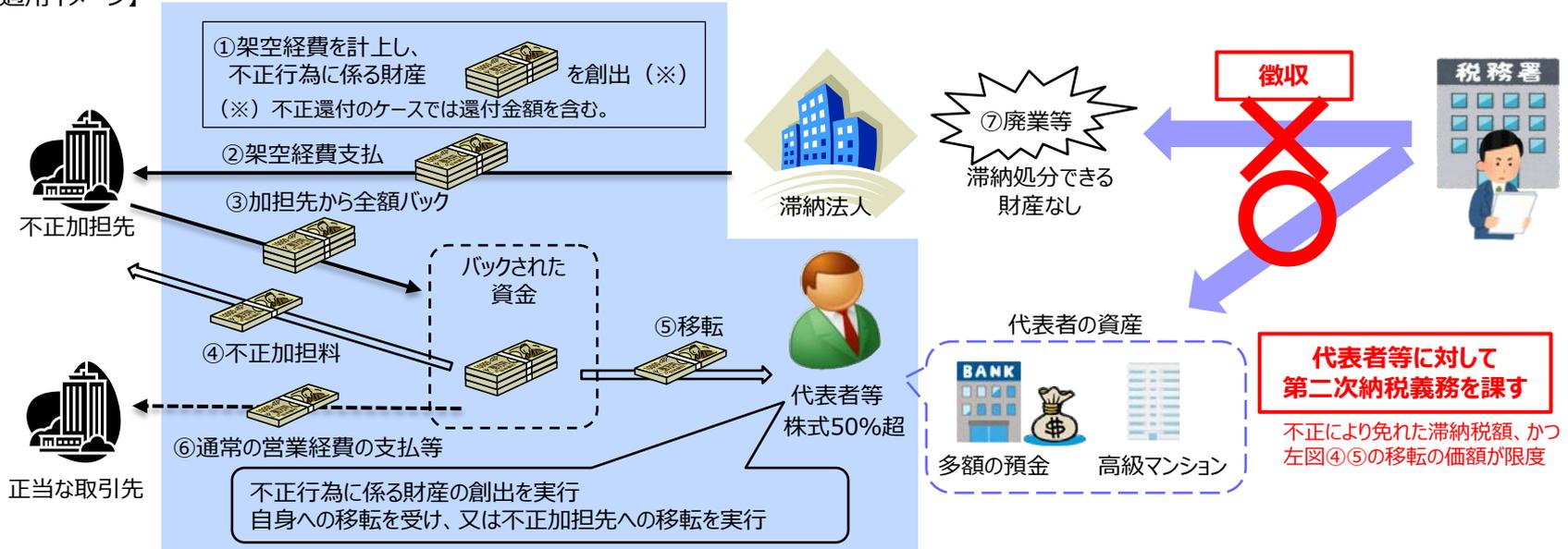
【改正の背景】

- 法人が財産を散逸させた上で廃業する等により納税義務を免れようとする事案が散見されており、調査や滞納処分を行う段階では、既にその法人の財産が残存していない場合が多く、滞納国税の徴収が困難となっており、こういった事案への対応が課題とされていた。
- 従前は、代表者等が簿外財産や不正還付金といった不正行為に係る財産を創出し、自らが当該財産の移転を受けた場合や、自ら実行して法人外部へ移転（散逸）させた場合でも、代表者等に追及できなかった。

【改正の概要】

- **偽りその他不正の行為（不正行為）により国税を免れた法人（株式会社・合資会社・合同会社）の財産の移転が行われており、かつ、その国税を納付していない場合には、その法人財産から滞納国税の全額を徴収することができないときに限定した措置として、**
 - ✓ 株式50%超（親族等の一定の者と合わせて50%超を含む。）を保有するなどによりその法人を支配し、不正行為を実行し、及び移転を受け、又は法人外部への移転を実行した代表者等（役員等）に対して、
 - ✓ 「その移転を受けた財産」及び「移転がされた財産（通常の営業経費の支払等に係る移転は除く。）」の価額を限度として不正行為により免れた国税の**第二次納税義務を課す。**（令和7年1月1日以後適用）

【適用イメージ】



第二次納税義務の限度額の計算上、⇔ 対象 --▶ 対象ではない

（注）代表者等が法人の場合に第二次納税義務により納付すべき国税及び地方税については、既存の第二次納税義務により納付すべき国税及び地方税と同様、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする。